

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月

北海道登別市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
1	登別市農業の概況	1
2	登別市農業の現状と課題	1
3	農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向	1
4	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	4
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第 3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	10
第 4	第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	11
1	農業を担う者の確保及び育成の考え方	11
2	登別市が主体的に行う取組	11
3	関係機関との連携・役割分担の考え方	12
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	12
第 5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	12
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	12
2	その他農業用の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
第 6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	13
1	第 18 条第 1 項の協議の場の設置方法、第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	13
2	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	13
3	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	17
4	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	18
5	農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項	18
第 7	その他	19

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 登別市農業の概況

登別市は北海道の南西部で胆振総合振興局管内のほぼ中央に位置し、東は白老町、西は室蘭市及び伊達市、南は太平洋、北は壮瞥町に接している。支笏洞爺国立公園の中核に位置し、登別温泉を抱える北海道有数の観光都市であるとともに室蘭工業圏の一翼を担っている。

形状は、ほぼ菱形をしており、東西18.5km、南北22.6km、面積は212.21km²で西北端に標高900～1,000mの山岳地帯で太平洋に面する平坦地と山麓地帯及びその間にある高さ80～200mの丘陵地帯に分かれている。また、この地域の特徴として、気象の面では通年温和な海洋性気候ではあるが、雨量が多く夏期は海霧が発生するため開花作物には不適であり、土壌は有珠系火山灰土であるため畑作にも適さず、畜産・酪農が主体である。

2 登別市農業の現状と課題

登別市の農業は気象状況及び土壌などから畑作には適さず、農地全面積1,082haの85%を超える949ha余りが牧草専用地（採草放牧地を含む）となっており、これに適応した畜産・酪農を主体として発展してきたが、近年は農業従事者の高齢化が進み、農業後継者の確保が課題となっている。

家畜ふん尿の処理にみられる環境保全の問題、農産物輸入自由化など農業情勢の先行き不安や、国内における産地競争の高まり、農産物の低価格化傾向が進む中で、農業経営の合理化をより一層追求しコストの低減を図ることが緊急の課題となっている。

このような厳しい状況の中、従来の農業生産においては、生産することに重点がおかれ「商品を作る」という認識が薄かったことから、今後は、農畜産物に付加価値を持たせた畜産加工品の製品化を進めるとともに、消費者ニーズと市場の動向把握などの、情報収集を不断に行い販路を確立させなければならない。

登別市の農業が将来に向かって躍進していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業の効率的経営など今後の目標を明らかにするとともに、農畜産物加工への取組みと景観や自然を生かした農村環境の整備など地域農業の振興を図り、農業と本市の基幹産業である観光産業の潜在能力を活用した、これまでの農業から脱皮した新農業を目指すとともに、その実現に向けて農家を積極的に支援し、市としても農業農村環境の整備など側面からバックアップして「登別型農業」といえるような特徴ある農業を推進する。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向

(1) 基本的な考え方

登別市農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コストの縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な農業経営の目標とする所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、登別市又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

目標年間農業所得	1 経営体当たりおおむね4 4 0 万円
目標年間労働時間	主たる従事者1人当たり1, 8 0 0～2, 0 0 0時間程度

※主たる従事者～農業経営において主体的な役割を担い、中心となって当該農業経営に従事する者

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等(法人の場合にあつては主たる従事者)の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、(2)に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

(4) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

ア 認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた市町村や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やICT[※]等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

※ICTは、Information and Communication Technology(情報通信技術)の略

イ 農業経営の法人化の推進

農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和12年度(2030年度)における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、登別市の令和12年度における農業法人数の目標数を8経営体(令和3年1月現在：7経営体)とし、農業経営の法人化を推進する。

ウ 新規就農者の育成・確保

登別市農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・

確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

エ 労働力不足への対応

農家戸数の減少や農業従事者の高齢化などによる慢性的な労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材などの多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

また、ロボット技術やICTの活用等、近年の進歩が著しく、構造的な問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

オ 女性農業者が活躍できる環境づくり

農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標(SDGs)の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

(5) 農用地の利用集積と集約化

「地域計画[※]」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

※ 地域計画は、これまでの人・農地プランを基礎として、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、市町村により公表されるもの。

(6) 多様な農業経営の育成・確保

高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

(7) 営農支援体制の整備

生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、コントラクター及び酪農ヘルパーなどの営農支援組織の育成や体制整備を推進し、共同作業体系の確立、オペレーターなどの雇用のマッチングに向けた取組を推進するなど、多様な人材の確保と円滑な運営を促進する。

4 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

登別市の過去5年間の新規就農者は3人であり、近年は農業従事者の高齢化が進み、農業後継者の確保が課題となっているが、従来からの酪農・畜産を主体とする生乳・肉牛・鶏卵等の生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、登別市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の新規雇用就農者の育成・確保目標を踏まえ、登別市においては3年間で1人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で1法人増加させる。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等(法人の場合にあっては主たる従事者)の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、登別市又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色ない年間労働時間(主たる従事者1人当たり1,800~2,000時間程度)及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得(主たる従事者1人当たりの年間農業所得440万円程度)を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、主たる従事者1人当たりの年間農業所得220万円程度を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の3の(2)に示した達成しうる効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に登別市又は周辺市町村で展開されている優良事例を踏まえつつ、登別市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型 肉用牛専業（一貫体系） 繁殖 80頭型

経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事者の態様等
(土地利用内訳)		(機械施設装備)		・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・原価の把握、分析 ・販売網の多様化や有利な販売体制の確立	・家族労働の作業別分担制 ・請負組織への作業委託 ・作業記録の整備 (家族労働力) ・主たる従事者2人 ・補助従事者 1人
・耕地	48.4ha	・トラクタ	2台		
・施設地	1.2ha	・農用トラック	1台		
経営面積計	49.6ha	・フロントローダ	1台		
(飼養頭数)		・ロールバイン等牧草収穫機	1式		
・繁殖牛	80頭	・ショベルローダ	1台		
・育成牛等	100頭	・マニュアルレックタ	1台		
常時飼養頭数	180頭	・プロトキヤスタ	1台		
		・ライムソウ	1台		
		・繁殖牛舎	1棟		
		・育成牛舎	1棟		
		・肥育用牛舎	1棟		
		・堆肥舎	1棟		
		・飼料庫	1棟		
		・敷料庫	1棟		
		・農機具庫	1棟		
		(その他)			
		・自家配合飼料、粗飼料の給与によるコスト低減			
		・繁殖牛の5産8年の更新			

【個別経営体】

営農類型 肉用牛専業（繁殖経営） 繁殖 50頭型

経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事者の態様等
(土地利用内訳)		(機械施設装備)		・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・原価の把握、分析 ・販売網の多様化や有利な販売体制の確立	・家族労働の作業別分担制 ・請負組織への作業委託 ・作業記録の整備 (家族労働力) ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人
・耕地	30.4ha	・トラクタ	2台		
・施設地	0.8ha	・フロントローダ	1台		
経営面積計	31.2ha	・ショベルローダ	1台		
(飼養頭数)		・ロールバイン等牧草収穫機	1式		
・繁殖牛	50頭	・マニュアルレタ	1台		
・育成牛等	57頭	・プロトキヤスタ	1台		
常時飼養頭数	107頭	・ライムワ	1台		
		・農用トラック	1台		
		・繁殖牛舎	1棟		
		・育成牛舎	1棟		
		・堆肥舎	1棟		
		・飼料庫	1棟		
		・敷料庫	1棟		
		・農機具庫	1棟		
		(その他)			
		・自家配合飼料、粗飼料の給与によるコスト低減 ・繁殖牛の5産8年の更新			

【個別経営体】

営農類型 酪農専業（スタンション方式） 50頭型

経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事者の態様等
(土地利用内訳)		(機械施設装備)		・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族労働の作業別分担制 ・機械の共同利用、共同作業による省力化 ・作業記録の整備 (家族労働力) ・主たる従事者 2人 ・補助従事者 1人
・採草地	35.8ha	・トラクタ	2台		
・サイレージ用 とうもろこし	8.9ha	・農用トラック	1台		
・施設地	0.5ha	・フロントローダ	1台		
経営面積計	45.2ha	・ロールバイン等牧草収穫機械	1式		
(飼養頭数)		・プラウ等飼料作物管理機械	1式		
・経産牛	50頭	・スラリーローラー等糞尿処理機械	1式		
・未経産牛・育成牛	26頭	・成牛舎	1棟		
常時飼養頭数	76頭	・育成舎	1棟		
		・ハイラインミルカー等搾乳機械	1式		
		・乾草舎	1棟		
		・バンカーサイロ	1式		
		・堆肥舎	1棟		
		(その他)			
		・従来のスタンション・ハイライン牛舎の使用			
		・育成牛の公共牧場への預託			
		・サイレージ用とうもろこし栽培・管理・収穫機の共同利用			

【個別経営体】

営農類型 酪農専業（フリーストール方式） 100頭型

経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事者の態様等
(土地利用内訳) ・採草地 ・サイレージ用 とうもろこし ・施設地 経営面積計 (飼養頭数) ・経産牛 ・未経産牛・育成牛 常時飼養頭数	62.8ha 17.8ha 0.9ha 81.5ha 100頭 50頭 150頭	(機械施設装備) ・トラクタ ・農用トラック ・ロールバイン等牧草収穫機械 ・プラウ等飼料作物管理機械 ・スラリーローラー等糞尿処理機械 ・フロントローダ ・TMRミキサー・フィーダー ・成牛舎 ・搾乳舎 ・育成牛舎 ・ミルクパパー等搾乳機械 ・飼料調整庫 ・堆肥舎 ・バンカーサイロ	3台 1台 1式 1式 1台 1式 1棟 1棟 1棟 1式 1棟 1棟 1式	・パソコンによる経営・ 作業計画、財務、労 務、ほ場管理 ・飼養部門と飼養生 産部門の損益と原価 の把握、分析 ・労務管理（人事、 教育、福利厚生等） の充実 ・自己資本の充実強 化 ・市場情報、動向の 収集、分析による消 費動向に的確に対応 した計画的出荷、販 売 ・経営の多角化	・定期的な休日が確 保できる労務体制の 確立 ・夏期連続休暇の実 施 ・労働者利用計画に よる雇用労働力の確 保 ・研修生の受け入れ (家族労働力) ・主たる従事者 3人 ・補助従事者 1人
		(その他) ・フリーストール方式、ミルクパパー方式による多頭化経営 ・サイレージ主体の通年 TMR 給与 ・計画的草地更新等による高い生産力の確保(更新の外部組織への 作業委託) ・大型ローラーでスラリーの全面散布 ・育成牛の公共牧場への預託			

【個別経営体】

営農類型 酪農複合（酪農＋養豚）

経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事者の態様等
(土地利用内訳)		(機械施設設備)		・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族労働の作業別分担制 ・作業記録の整備 (家族労働力) ・主たる従事者2人
・採草地	17.1ha	・トラクタ	4台		
・施設地	2.7ha	・農用トラック	1台		
経営面積計	19.8ha	・ロールバイン等収穫器械	1式		
(飼養頭数)		・成牛舎	1棟		
・経産牛	32頭	・育成牛舎	1棟		
・未經産牛・育成牛	12頭	・パイプラインミル等搾乳機械	1式		
・子豚	8頭	・肥育豚舎	1棟		
・肥育豚	206頭	・機械庫	1棟		
・繁殖豚	14頭	・堆肥舎	1棟		
		(その他)			
		・従来のスタンション・パイプライン牛舎の使用			
		・育成牛の公共牧場への預託			

【個別経営体】

営農類型 花き

経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事者の態様等
(作付面積内訳)		(機械施設設備)		・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・原価の把握、分析 ・販売網の多様化や有利な販売体制の確立	・家族労働の作業別分担制 ・作業記録の整備 (家族労働力) ・主たる従事者2人
・花木	0.33ha	・トラクタ	1台		
・1年草花苗	0.1ha	・農用トラック	1台		
経営面積計	0.43ha	・パイプハウス	8棟		
		・噴霧器	1台		
		(その他)			
		・切り花の採花本数の向上			

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3の(3)に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2に定めるものと同様である。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあつては、指標を例示すると次のとおりである。

【個別経営体】

営農類型 肉用牛専業（繁殖経営） 繁殖 30頭型

経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事者の態様等
(土地利用内訳)		(機械施設装備)		・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・原価の把握、分析 ・販売網の多様化や有利な販売体制の確立	・家族労働の作業別分担制 ・作業記録の整備 (家族労働力) ・主たる従事者2人
・耕地	14.6ha	・トラクタ	1台		
・施設地	0.5ha	・農用トラック	1台		
経営面積計	15.1ha	・ロールバイン等牧草収穫機械	1式		
(飼養頭数)		・繁殖牛舎	1棟		
・繁殖牛	30頭	・育成牛舎	1棟		
・育成牛等	34頭	・堆肥舎	1棟		
常時飼養頭数	64頭				
		(その他)			
		・自家配合飼料、粗飼料の給与によるコスト低減			

【個別経営体】

営農類型 酪農専業（スタンション方式） 30頭型

経営規模		生産方式		経営管理の方法	農業従事者の態様等
(土地利用内訳)		(機械施設装備)		・パソコンによる経営計画、労務、財務、生産管理 ・青色申告の実施 ・財産台帳の整備と簿記の管理による財務分析 ・乳牛検定データの活用 ・飼養部門と飼料生産部門の損益と原価の把握、分析	・家族労働の作業別分担制 ・作業記録の整備 (家族労働力) ・主たる従事者2人
・採草地	32.0ha	・トラクタ	2台		
・サレージ用		・農用トラック	1台		
とうもろこし	5.0ha	・ロールバイン等収穫器械	1式		
・施設地	0.3ha	・成牛舎	1棟		
経営面積計	37.3ha	・育成牛舎	1棟		
(飼養頭数)		・パイプライン等搾乳機械	1式		
・経産牛	30頭	・機械庫	1棟		
・未経産牛・育成牛	18頭	・堆肥舎	1棟		
常時飼養頭数	48頭				
		(その他)			
		・従来のスタンション・パイプライン牛舎の使用 ・育成牛の公共牧場への預託 ・サレージ用とうもろこし栽培・管理・収穫機の共同利用			

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び考え方

- ・ 登別市の特産品である牛乳などの農畜産物を安定的に生産し、登別市農業の維持・発展に必要な効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、胆振農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

- ・ また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への意向に向けた経営発展のための支援等を行う。
- ・ 更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や閑散期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。
- ・ 加えて登別市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に密着し活躍できるよう必要な情報の提供。受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 登別市が主体的に行う取組

- ・ 登別市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材確保に向けて、胆振農業改良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん、確保、資金調達のサポートを行う。
- ・ また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- ・ 新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときには、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。
- ・ 登別市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援事業等の国による支援策や道による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。
- ・ 登別市が主体となって北海道立農業大学校や胆振農業改良普及センター、地域連携推進員、農業委員、指導農業士、伊達市農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容など就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

- ・ 新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。
- ・ 青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、経営発展支援事業等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。
さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

- ・ 登別市は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、登別市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。
 - ① 農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
 - ② 集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
 - ・ 就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては胆振農業改良普及センター、JA組織、登別市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- ・ 登別市は、登別地域担い手総合支援協議会及び農業協同組合と連携して、就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。
- ・ 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、登別市の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。
- ・ 公益財団法人北海道農業公社や胆振農業改良普及センター、伊達市農業協同組合などと連携しながら、就農相談を定期的開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。
- ・ 生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

登別市農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	備考
登別市農用地面積の95%程度	

(注)「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、おおむね10年後(R12)を見通して設定し、この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、主な基幹作業を受託している面積を含めるものとします。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- ・ 登別市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

登別市は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、登別市農業の地域特性を十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図る。

登別市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

- ・ 協議の場の開催時期については、準備が整い次第順次開催することし、開催に当たっては、農業者への通知や農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
- ・ 参加者については、農業者、登別市、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。
- ・ 協議の場の参加者等から協議事項に係る問合わせへの対応を行うための窓口を農林水産グループに設置する。
- ・ 農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地においては、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。
- ・ 登別市は、地域計画の策定に当たって、道、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

登別市は、地域農業関係者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

(2)の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域農業関係者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を登別市に提出して、農用地利用規程について登別市の認定を受けることができる。

② 登別市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規定が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定める

ところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 登別市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を登別市公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規定において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 登別市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規定について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

(7) 農用地利用規程の特例

- ① (5)の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(6)の②に掲げる事項のほか、次の事

項を定めるものとする。

ア 認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ 認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ 農地中間管理事業の利用に関する事項

エ その他農林水産省令で定める事項

③ 登別市は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を登別市公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、登別市に意見書を提出することができる。

④ 登別市は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、(5)の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、登別市は(5)の①の認定を行う。

ア 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき1の(8)の権利を有する者(以下「所有者」という。)の三分の二以上の同意が得られていること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

⑤ ①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等(農地中間管理機構を除く。)は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。)第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

⑥ ①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。

⑦ ①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。

⑧ ①の認定を受けた団体は、農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

(8) 農用地利用規程の変更等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、(5)の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、登別市の認定を受けるものとする。

ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合はこの限りでない。

② 認定団体は、①のただし書きの場合(施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。)は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を登別市に届け出るものとする。

③ 登別市は、認定団体が(5)の①の認定に係る農用地利用規程(①又は②の規定による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの)に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り

消すことができる。

- ④ (5)の②及び(6)の③並びに(7)の③及び(7)の④の規定は①の規定による変更の認定について、(5)の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

(9) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(10) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 登別市は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。
- ② 登別市は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

登別市は、次の掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権

の設定への移行の促進

カ 農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、その調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

登別市は、1から3に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 登別市は、農業経営基盤の向上のため、農業機械の運行及び生産資材、農畜産物の出荷輸送の円滑化並びに生活環境整備を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 登別市は、地域の農業の振興に関する施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

登別市は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、農業共済組合、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。

また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会及び農業協同組合は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、登別地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、登別市は、このような協力の推進に配慮する。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 登別市は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 登別市、登別市農業委員会、伊達市農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再

配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この基本構想は、平成 7年 4月 1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成14年 7月15日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成18年10月23日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年 4月26日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成25年 1月21日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年 9月30日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成30年 1月16日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和 4年 3月31日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和 5年 月 日から施行する。
- 2 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）において、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用については、なお従前の例によるものとする。